

議案第7号

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年3月26日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第6条の2 広域連合長は、時間外勤務手当（正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（第3条第1項及び第4条の規定に基づく週休日における勤務のうち広域連合長が定めるものを除く。）の時間と、同条の規定によりあらかじめ第3条第2項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（広域連合長が定める時間を除く。）との合計が、1箇月について60時間を超えた職員に対し、その60時間を超えて勤務した全時間に対して支給すべきものに限る。）を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある正規の勤務時間が割り振られた日の当該正規の勤務時間（第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日の正規の勤務時間並びに第10条第2項の規定により勤務することを要しないこととされた正規の勤務時間を除く。）の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「勤務日等（」の次に「第6条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び」を加える。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。